

一般社団法人静岡県公認心理師協会 入会及び会費に関する規程

第1条 本会の入会及び会費については、定款に定められたことのほかはこの規程によるものとする。

第2条 本会に正会員として入会しようとするものは、自らの所属する職能領域ならびに関心のある委員会を任意に選択して登録する。

2 職能領域は主な職能領域をひとつ選択し、副領域がある場合は、一領域を限度として登録する。

3 委員会の選択は複数を希望してもかまわない。また所属や参加は強制されるものではない。

第3条 職能領域は以下の6領域とする。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| (1)福祉 | (2)医療・保健 | (3)私設心理相談 |
| (4)教育相談、研究 | (5)司法、矯正 | (6)労働・産業 |

第4条 本会定款第8条に定める会費の徴収については以下のとおりとする。

(1) 正会員は当年度5月末日までに、会費として年額 7,000 円、新入会員は入会金 3,000 円を納入するものとする。

(2) 名誉会員は年会費を納めることを要しない。

第5条 退会時に会費等の未納があった者の再入会にあたっては、当該年度の会費の納入の他、未納分の会費を納入するものとする。

附 則

この規程は令和5年3月1日より施行する。